

令和3年10月31日執行
多賀城・七ヶ浜選挙区

宮城県議会議員候補者選挙公報

宮城県選挙管理委員会

情熱と信頼!!宮城に活力を!!



伏谷 修一
プロフィール
●昭和37年(1962年)12月22日生まれ(58歳) ●多賀城市立多賀城小学校 卒業 ●東北学院中・高等学校 卒業 ●東北学院大学経済学部経済学科 卒業 ●前多賀城市議会議員 ●多賀城市議会議員4期(H19～R3) ●自由民主党多賀城市支部長 ●公益社団法人塩竈青年会議所 ●TG会多賀城 副支部長 ●多賀城市体育協会 副会長 ●多賀城市バレーボール協会 会長 ●多賀城市PTA連合会 元会長 ●多賀城市立多賀城小学校 元PTA会長 ●八幡花園幼稚園保護者会会長 ●多賀城市消防団第五分団 元分団長 ●TAP多賀城 初代代表

持続可能な社会を実現するために、誰一人取り残すことなく社会に参加する意味と意義を見出せることが大事なことであり、ワクワクし続ける県土を形成しなければなりません。

次の時代を担う子ども達を始め、人生100年時代を生きる県民一人ひとりが小さな幸せを実感できる宮城の実現の為に行動して参ります。

持続可能な都市の形成 明るいまやぎを実現

人生100年時代へ

健康な高齢者を育む、□径ケアの推進、生涯学習の機会を推進します!

文化・芸術・スポーツの 広域交流

我がまち固有の資源に付加価値をつけ、まちの文化を醸成

地域経済の活性化

コロナ禍で影響を受けている中小企業事業者、農業従事者への積極的な支援

地元へ活力

ICT加速化とデジタル化の推進
誰もが取り残されない仕組みづくり

子どもは国の宝

子どもの豊かな成長を応援する宮城に



日本共産党

藤原 えま

いのちと暮らし、営業を支える
県政に前進させます。

コロナ禍は、日本の政治のゆがみを浮き彫りにしました。宮城県政でも、医療や福祉を削ったり、中小業者や農漁業を軽視してきたやり方を本気で改革しなくてはなりません。多賀城市議を36年間務めさせていただき、改めて思います。市民の声を生かす政治こそ、本物の政治です。

わたしのお約束

- PCR検査の拡充
- 医療機関への減収補てん
- 保健所の職員増で体制強化。公立病院や保健所の統廃合中止

いまの県政

- コロナ感染のさなか、入院ベッドを153床削減(昨年度)。さらに公的病院や保健所の統廃合を計画

暮らし・営業	医療・福祉
<ul style="list-style-type: none"> ●コロナで売上減の中 小業者にもつと補償。消費税は5%に ●水道の民営化撤回。子ども医療費助成の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ●水道民営化で、県民の大事な水道の運営権を外国資本など民間企業に売り渡し、大企業の儲けに奉仕

気候危機
<ul style="list-style-type: none"> ●CO2削減。石炭火力発電をゼロに ●女川原発再稼働ストップ。汚染水の海洋放出阻止。大代への汚泥ストックヤード阻止

ジェンダー平等
<ul style="list-style-type: none"> ●男女の賃金格差の是正、正規職員化の促進 ●性暴力根絶 ●選択的夫婦別姓、同性婚を認める法改正の実現を国に働きかける

まちづくり
<ul style="list-style-type: none"> ●多賀城創建1300年事業を県政に位置づけ支援する ●砂押川、七北田川の改修を急ぐ

自己責任の押し付けじゃなく、
困っている人を支える
信頼の県政をつくろう。

プロフィール

1956年岩手県岩泉町生まれ。東北学院大学工学部卒。83年多賀城市議に初当選。以後36年市議を務める。市議会副議長、宮城東部衛生処理組合議長など歴任。多賀城の歴史研究家で、著書に『多賀城と大伴家持』『多賀城小学校の125年』(共編著)『文学・歴史を読み解くための暦のはなし』『多賀城歴史歳時記』など

10月31日(日)は、



宮城県議会議員補欠選挙の投票日です。

- ◎投票日当日、投票ができないときは、期日前投票または不在者投票をしましょう。(10月30日(土)まで)
- ◎投票所の入場券が届いていない場合やなくしてしまった場合でも、選挙人名簿に登録されているご本人であることが確認できれば投票できます。

宮城県選挙管理委員会 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁内



これからの 未来を決める その一票

(富谷市 花見 優果さん)

10月31日(日)は、 宮城県議会議員補欠選挙の投票日です。

- ◎投票日当日、投票ができないときは、^{きじつぜん}期日前投票または不在者投票をしましょう。(10月30日(土)まで)
- ◎投票所の入場券が届いていない場合やなくしてしまった場合でも、選挙人名簿に登録されているご本人であることが確認できれば投票できます。
- ◎有権者の皆様へのお願い
 - ・マスク着用や咳エチケット、周囲の方との距離の確保、来場前・帰宅後の手洗い等をお願いします。
 - ・新型コロナウイルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。
- ◎新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養されている有権者は特例郵便等投票が利用できます。
投票用紙の請求期限 10月27日(水)午後5時まで
投票用紙の請求先 市区町村選挙管理委員会
特例郵便等投票の対象者
宮城県議会議員補欠選挙の有権者で、投票用紙の請求の時点で、以下の外出自粛期間や隔離等措置期間が10月23日(土)から10月31日(日)までの期間にかかる見込まれる方
 - ・感染症法または検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方(ただし、濃厚接触者は対象外)
 - ・検疫法の規定により隔離または停留の措置を受けて宿泊施設に収容されている方

宮城県議会議員補欠選挙については、
宮城県選挙管理委員会ホームページをご覧ください。

宮城県選挙管理委員会

検索